

萩藩徵租法覚書

田中誠二

1

萩藩の基本的徵租法は、初期は検見法、ついで春定法であった。春定法は、幕末まで存続した。基本的徵租法の検見法から春定法への転換については、つぎのような史料がある。

御国中御所務の法、先年は古来よりの大法の通、至秋毛上見分の上、免定相濟御所務調來候へ共、年々毛上見分の御所務にては、農人え相応の作徳被遣候ても過分の作徳就無之、耕作ニ情を出不申、誠に御役目作の様ニ相心得候者も有之、其身達者にて人數をも持候者、成程能作成候ても應毛上ニ相調候付、心持能百姓も自然と不情ニ相成、百姓不勝手ニ付て追ては公損の廉ニ也可相成候、精力を出、苦勞仕候へは農人勝手ニ相成候様ニ被仰付候ハゝ、年を経候ては公儀ニも御勝手ニ可相成と段々御詮儀の上、寛永貳拾年より春定の御法被仰出候、則其節より惡年不熟ニて春定の御物成程無之時は、御検見ニ被仰付可被遣との儀にて、今以其通ニ被仰付候。⁽¹⁾

つまり、初期は検見法を採用しており、検見とは、「至秋毛上見分の上、免定」、「年々毛上見分の御所務」と表現されているように、秋に毛上（山林・原野における樹木・柴薪、田畠における作物の類、ここでは田の稻を指す）の出来を見て、その年の年貢額をきめる徵租法である。

また一方で、萩藩は慶長12～15年（1607～10）に防長両国の検地を行い、それまでの29万8480石余から、53万9286石余に大幅に石高を打ち出した。それも、石高に73%の租率の目処を維持したままの増石であった。この検地は、厳しくかつ杜撰なものであったから、大量の百姓の逃亡・耕地の荒廃を生んだ。藩政担当者自身が、「検地仕損候趣」⁽²⁾と認めざるを得ないほどの失敗であった。そこで寛永2年（1625）に、再検地を行った。わずか15年を経ての再検である。

寛永検地は、各村の過去の4年間の年貢実績を平均し、それが50%にあたるよう石高を逆算して決定したもので、防長両国65万6337石余の石高を得た。全体にわたる面積丈量は行わず、年貢実績をもとにした抨しであった。検地奉行熊野藤兵衛の名をとて、熊野抨しという。単純に計算すれば、

$$539286 \times 0.73 = 393678 \quad 656337 \times 0.5 = 328168 \quad 393678 - 328168 = 65510$$

となって、収納の目処からいって、防長両国で約6万5000石余の年貢減額をせざるを得なかったわけである。0.73、0.5という数値は、あくまで領主側の収納の目処ないし願望を示すものであるが、およその事態は察し得よう。とりわけ寛永検地高に0.5（5成）という数値は、過去4年間を平均した年貢実績が5割に当たるように石高を逆算したものであるから、5公5民を意味しない。筆者は、7公3民あたりが実情と考えている。

さて、領主側が寛永検地高に5割を年貢収納の目処としていたことと、初期の基本的徵租法が検見法（年々の毛上を見て年貢額を決定）であったこととは、どう関係するであろうか。単純に考えれば、寛永検地高に5割を各村の租率とし、百姓各人に持高に5割を乗じたものを年貢として出させればよいはずである。手間と費用のかかる検見を実施する必要はないように見えるのに、何故検見を行うのか。その解答には、近世初期の生産状況が関わってくる。近世諸藩の史料には、水損・干損の記事が多く現れる。川の統御と灌漑は、農業の根冠にかかわる問題である。^{かわ上げ}川除（堤防を堅固にし、川水をせきとめること）・井手（田の用水をせきとめてあるところ、井堰）・堤（雨塘、溜池）の普請は、決定的な意味を持つ。萩藩の代官宛箇条のなかにこの3つは頻繁に登場し、代官の職掌の1つの柱をなす。

一土手河よけの事は、壱人日別七合五勺宛、飯米可被相渡事⁽³⁾

一井手川除土手堤、例年よりも被入御念、見合可被相調候、（中略）当年の儀ハ、壱人日別七合五勺宛の飯米可有御勘渡事⁽⁴⁾

一川除井手塘溝の儀、農人暇日隨先規可修補、若及大破ハ一裁判所切ニ隨分可相調之、其上も人力於不足ハ郡奉行代官より年寄共へ相達、免の上他村の助成可受の事⁽⁵⁾

通常の井手・川除普請は、2・3月（旧暦、以下同じ）に行われ、現人夫（明6つから暮6つまで働く）には、1日1人7合5勺の飯米が支給される。夏に洪水があれば、追普請が行われた。阿武郡下田万村（寛永検地高1192石余の村）では、天和・貞享期（1681～87）には、年間のべ2200人から5000人の井手・川除普請人夫が動員された⁽⁶⁾。これらの事実の語るところは、①近世農業の再生産にとって、井手・川除・堤普請は決定的な意味を持ったこと、②これら普請が、農政において重要な位置を持ち、飯米を支給することとあわせて、公権力の存在根拠の1つであったこと、③これら普請に限らず、現人夫への飯米支給については、究極的には年貢や別途賦課（貢ぎという）が財源となるのだが、現人夫に対してはタダではなく、飯米が支払われるべきだという考えが根底にあること、などが重要である。

ともあれ近世初期には、これらの普請が徐々に進行するものの、まだまだ不十分で、水損・干損が猛威をふるい、永否（川成・永荒）・日焼の記事が多い。こうして当該期は、コンスタントな生産が維持できる状況に到達していなかつたこと、またそのことに規定されて、とりわけ小百姓の経営が脆弱たらざるをえなかつたこと、の2点が重要である。領主側が、寛永検地高に5割を収納の目処・願望として持っていても、当該期はそれをそのまま許さない生産力状況、検見法たらざるを得ない生産力状況であった。願望をそのまま強行すれば、慶長検地の二の舞になる。寛永検地後の実情は、検地高に対して、おおまかにみて4割弱から5割に至る攻防を繰り返していたとみられる。

検見法は、初期の生産力の状況に相応しい徴租法であったが、前掲史料に、「成程能作成候ても応毛上ニ相調候付、心持能百姓も自然と不情ニ相成」るとあるように、耕作に精を出して収穫をふやしても、出来に応じて収納するために、耕作意欲を殺ぐという問題があった。そこで、寛永20年（1643）に春定法を採用したという。春定法は、後述するように「田地の厚薄」を基準とし、春に当年の年貢額を決定する徴租法である。検見法から春定法への徴租法の転換は、在地の生産力状況がかなり安定したこと、またそれに応じて百姓経営の安定度も増し、耕作意欲も農政の話題に上る段階に至ったことを背景にしている。

春定法の考え方については、つぎのようにいう。

春定の事、御所務代衆一宰判所村切ニ物成可被相定、春より秋の毛上難計儀ニ候へ共、田地の厚薄僉儀の上相定義ニ候、畢竟御公損も無之、百姓の痛ニも不成やうに可被相心得事、

百姓別作面の内ニも地の厚薄可有之候条、百姓共抱の田地名寄坪付帳被申付、一作人抱の田地石代、ほの木別穂もり念を入、幾ツ成ニ相候段能々沙汰候て、右の坪付帳ニ書付被置、其上人別抱の田地物成高下をならし合、一作人別幾ツ成ニ相候通、下札横帳調渡可被申事、^{ていたらく}

裁判村々百姓の為体、田地の厚薄石掛り、田のこやし下草のしむけ水かゝり、年々の毛上出来見合、春定の節能々可有僉議候⁽⁷⁾。

この箇条は、国元の藩最高職である当職から郡奉行に宛てたものであり、郡奉行から代官に通達される。年貢決定に直接携わるのは代官であるから、代官への年貢決定にあたっての心得箇条と考えればよい。畠方については、石高1石につき銀12匁（貞享検地以降10匁）を収納する方式がとられている。小稿では、考察を田方に限定する。さて、代官は自分の管轄内（宰判という）の村々の当年の物成（年貢）を、一村ごとに春（3月4月が多い）に決定する。それは、その村の寛永検地高（正確には永否ほかの諸引方を差し引いた現高）に幾つ何分（これを免という）と表現される。春であるから、眼前に稻はない。稻の出来を見ずに当年の物成を決定するにはどうしたらよいか。その基準が、「田地の厚薄」である。「田地の厚薄」は、どのようにして知り得るか。史料後半の「田のこやし下草のしむけ水かゝり」という表現が、手掛けを与える。肥料と水に眼が向けられている。当該期の肥料で重要なのは刈敷、つまり山から刈ってきて田にすき込む草である。その村は、採草地を充分に持っているか、採草地への遠近はどうか、などが問題となる。水については灌漑施設、前述した井手・堤が問題になり、さらに灌漑施設が充分であれば、つぎに排水が充分に行えるか否か（この点は、肥料が充分であるか否かとともに、二毛作が可能か否かに関する）が問題になる。また、右の史料には表現されていないが、「田

地の厚薄」には、耕土の質と厚みが当然問題となるはずである。春定法は、右のような「田地の厚薄」に、現象として現れる、「百姓の為体」、「年々の毛上出来」を勘案すれば、おおよそのコンスタントな収穫と、どれくらい年貢を取りうるかが解るはずだ、という考え方をもとにしている。もう一步抽象すれば、春定法には、耕地とは人間の労働力が歴史的に蓄積されたもので、そこに通常の労働を投下すれば、ある一定の生産物が得られる、という考え方方が潜んでいる。また、検見法たらざるを得なかった初期と比較して、こうした考え方を現実のものとする、生産力の進展が背景にあったということも意味する。

もう1つ、右の史料の中ほどにあることも重要である。春定法とは、建前としては、田地の一筆一筆について「田地の厚薄」を勘案し、1人1人の百姓の抱田地を勘案し、それらの年貢が寛永検地高に対して幾つ成に当たるかを積み上げて、一カ村の年貢率がきめられるべきだということである。そこまで細かくやってはじめて、個々の百姓経営を維持しつつ年貢が取れる。「御公損も無之、百姓の痛ニも不成やうに」とは、言うほどには簡単ではなく、高度な農政を要求する。春定法採用の1640年代から17世紀後半の農政の課題は、農政を担える家臣団の陶冶（とりわけ代官の主体的工夫と統治技術の高度化）⁽⁸⁾と、百姓に依拠しつつその主体性を組織化することであった。後者については、右の史料の省略した部分に、「地押有之所は一免の村定、又人別定の所も有之由ニ候」とあるように、村内での押し（耕作の実情に即した負担の公平化）に依拠することなどが考えられる。萩藩の村内での押しには、田組（田の割替）、段免（村内に多段階の租率を設け、一村全体の租率は変更しない）などの実例がある。

貞享3年（1686）に検地が行われた。この検地の特徴は、面積丈量・穂付（1坪に糲いくらと算定する、石盛の基礎作業）の両方にわたって、村側に下見をさせ、ついで領主側の上見（査定）をしていることである。従来の検地では、検地奉行・役人が出張して、彼等が中心になって行っていたが、それに比してはるかに細かで高度な農政といえる。この検地は、「押し検地」と呼ばれているが、実情により近い形に押す（負担の平均化・公平化）ことをもって、

高負担（この検地は、当然ながら増徴を伴った）を実現しようとするものであった。前述した生産力の向上、百姓経営の安定化、それに伴っての農政の高度化等があつてはじめて可能な検地であった。この貞享検地で、面積丈量が正確になり、かつ新開が見出されたことで、藩把握の面積が大幅に増加した。一筆一筆の穂付糓（1坪に糓いくら）を出させ、上見による査定で加算の糓をえた坪糓を把握する。これに、その筆の面積（歩=坪）を乗じ、租率0.675を乗じ、5合摺（1升の糓が糓摺をして玄米5合になるという摺率、0.5を乗ずる）にして、その筆の物成を算出する。そして、その物成が4つ（40%）に当たるよう新石高を算出する。計算を単純化すれば、田地各筆の石高は、つぎのように算出される。

$$\text{坪糓} \times \text{面積(歩)} \times 0.675 \times 0.5 = \text{物成} \quad \text{物成} \div 0.4 = \text{石高}$$

貞享検地以降の春定法による年貢収納は、石高×0.4=物成でなされる。この新石高は、年貢収納・諸負担の基礎となって、現実に機能していく。しかし、こと領主と百姓の取り分比に関していえば、0.4（4つ物成）は仮象にすぎず、原租率0.675の方が現実に近い。この4つの物成を、4公6民と捉える⁽⁹⁾ことほど、現実から離れた考え方ではない。右の計算式で、坪糓が耕地の生産力にはほぼ近似するとすれば、現実に近い石高をA、新石高をBとおくと、

$$A \times 0.675 = \text{物成} \quad B \times 0.4 = \text{物成} \quad A = \frac{0.48}{0.675} = 0.59259 \quad B$$

となって、現実に近い石高は、新石高の6割ほどとみてよい。逆に新石高は、現実に近い石高の1.6875倍ということになる。

貞享検地以降、春定での物成は、石高に対して4割（4つ物成）に固定された。以後宝暦13年（1763）の検地で再び石高の改訂が行われたが、春定での物成は、宝暦検地高に対して4割のままで幕末まで推移する。

2

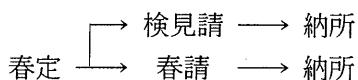
春定法のもとでは、春に当年の物成がきめられる（貞享検地以降は4つ物成に固定）ので、夏を経過する間に水損・干損・虫枯等があった場合、きめられ

た物成を納入出来ないことが起りうる。そこで、春定法を補完するものとして検見が行われた。以下では、春定法のもとでの検見を考察する。前述した初期の基本的徵租法としての検見法の内容は、管見では史料が見出せないために不明である。しかし、春定法のもとでの検見と内容がさほど異なるものとも考えられないので、ここでの分析の射程は、そこまでも及ぶものと思う。

稻は、7月から9月頃にかけて、早稻・中稻・晚稻の順に稔っていく。萩藩では、これを早田・中田・晚田と表現する。通常この中田あたりで、百姓達は、当年の稻の出来からみて、春に定められた物成が払えるものかどうか判断し、払えるほど収穫がないと考えれば検見を願い出る。

其年の依風規、検見申請度と理り申出百姓於有之ニは、縦縛の石高ニて候とも検見可被仕事⁽⁷⁾、

とあるのがそれである。ここで、春請（春定の物成を払うと請け合う）の百姓と、検見請の百姓に分かれる。



検見請の場合、その百姓の持田全部が検見の対象となる。これを下札切の検見という（下札は、百姓各人に渡される、田・畠・屋敷の石高と負担額を記載した一紙である）。出来の悪い田のみを検見に差し出すことはできない。

検見請の百姓の作分一下札前、毛上善惡ともに少も不残検見ニ差出候事⁽¹⁾とあるとおりである。早田・中田については、予め見取を行っておく。見取は、検見に準ずるもので、代官手子による査定が行われる。見取を行うのは、早中田米を全部年貢として納入させる原則（早場米の方が高く売れることと、少しでも早く年貢を完納させることが狙い）と、持田全部が検見の対象となるという原則（晚田まで早中田米を刈らせないと、大量の落米が出る）とを矛盾させないためである。田に畠作物を作った場合は、その田は勝手作として、春定どおりとなる。検見の結果、持田の物成総計が、春定の物成額を超えると査定された場合、その百姓は処罰されるのが建前であった。もちろん領主側は、検見は費用がかかるし、刈時が遅れて落米が出、裏作にも響くと言って、百姓が検

見を願い出るのを、出来るだけ思いとどまらせようとした。検見で算定された物成と春定の物成の差額を検見下り米といい、その分が減免される。春定法下の検見は、減免法の位置づけであった。

検見の手順の中で重要なのは、下見と上見である。下見を村の側の申告とすれば、上見は代官側の査定にあたる。上見と下見は、つぎのように表現される。

御検見上見の時分、検見請の百姓人別一下札前宛の田地穂の木別、不残散札を立させ見分仕、其内一二三ヶ所程目利次第例苅申付候、尤下見の節は庄屋畔頭は不及申、検見請の百姓不残立相、いつれの田ニ例相当り、例上り有之候ても、少も否不申様ニ相互ニ下見ろくに歩刈例念を入、少も無申乙様ニ仕出、上見を請候様ニ可仕候、尤例田ハ検見衆の心入次第、上り可申所見立、苅申候時大穂小穂の理ニても不申候様ニ手堅沙汰仕候上、上見ニ取かゝり申候事⁽¹⁾

下見と上見は、出来るだけ物成を低くしたい百姓側と、そうはさせじとする領主側との駆引きの現場である。下見は、庄屋・畔頭と検見請百姓立会のもとで、「歩苅」(坪刈)をして、全体に「ろく(陸)」(水平なこと、平坦なこと)にせよという。上見では、当然ながら下見の甘いところを狙って「例苅」(下見の「歩苅」の脇で行うのが原則)を行い、その上がり率が全下見に懸けられるからである。

下見野取帳(下見帳のもとになる、田頭で作成されるメモ帳)の実例⁽¹⁰⁾の3筆分を掲げると、つぎのようになる。

椿

田弐畝拾三歩 久右衛門

米弐斗一升三合

九合

○弐斗七升四合

下見三斗弐升九合

同所

田弐畝廿弐歩 惣右衛門

米四斗四升八合

○弐斗七升三合

八合

下見三斗弐升八合

同所

田弐畝 六郎右衛門

米三斗四升八合

○弐斗五升

壱升

下見三斗

1筆目の田は、2畝13歩(73歩)、分米(この筆の貞享検地高)2斗1升3合であり、春定であれば、4割を乗じて、8升5合2勺の物成となるずである。野取での「歩糀」は、9合であった。9合の糀に面積73歩を乗じ、玄米に直す(糀摺率0.5を乗ずる)と、下見3斗2升9合(正確には3斗2升8合5勺)が出る。これを下見帳に正直に登載する気はないと思えて、下見部分を抹消し、○印の数値に補正している。補正率は、1筆目0.8328、2筆目0.8323、3筆目0.833である。村レベルでは、実際にあるとみた収穫高の83%強を下見帳に登載し、申告する魂胆なのである。

さてつぎに、検見法の中核部分を見ていこう。法令表現(A・B)と地方巧者の表現(C)とを掲げる。

A 御検見上見の節、穂木別歩糀仕候てハ日数懸り、流損ニ相成候故、見合目利を以一二ヶ所例糀仕、其廻しを以上り下りの沙汰仕候事、

御検見請候作人下札の内ニ皆損田有之時は、種米の儀田壱反ニ付米二斗充徳米の内を以遣候て、残分定徳ニ備候事、

御検見糀挽口、早中田は五合五勺挽、晩田は五合挽の事、

御検見請の百姓作徳取分、堅田は弐歩、水田は三歩、古来よりの法如是被遣候事⁽¹⁾

B 上り掛て三合穂より壱合六勺迄の小穂の儀は、反別壱斗五升宛作徳被遣候

事⁽¹¹⁾

C 檢見之要用

一挽口早田五十五、

但作徳式歩方被遣候付、四十四ニ成、尤中田同断、堅田之事也、
一同晚田五拾う、

但作徳三歩方被遣ニ付、三拾五ニ成、水田之事也、
一步ニ六勺迄ハ皆損也、

一步ニ壱合式勺より壱合五勺四才迄ハ種有也、然ハ六勺より壱合式勺之内ハ
見出粒也、

一步ニ壱合六勺より上りを懸三合迄之小穗ハ、反別壱斗五升之作徳被遣候、
尤挽口ハ早中田五合五勺、晚田五合也、是を反引と云、

一皆損田ハ、種米反別式斗宛、

一見出粒ハ不及作徳、定法之引口也、

一堅田江晚田を作り候時ハ、挽口之儀ハ、早中田へ対し五合五勺、作徳之儀
ハ、晚田江対し三歩被遣候付、差引三合八勺五才之定徳米被召上候事、

一晚田へ中田作仕候時ハ、引口五合、作徳式歩、差引四合之定徳米被召上候
事、

一田屋敷之分は、孰も春請、

一例刈上り之事、

但ほのき下例之脇ニて刈、尤間竿届候程之間合ハ不苦候、見合口伝、上
例之有粒ニて下穗を引、残りハ下もミニテ割付候ヘハ、惣之上り出ル、
間竿金尺六尺五寸也、右例ハ一畔頭切也、

算法

上り員數之頭ニ一を置、早中晚田夫々之引口を懸候ヘハ法出ル、是を下
粒ニ懸候ヘハ米ニ成、三合以下之小穗上り之頭ニ一を置、早中晚田作徳
無之、挽を懸候ヘハ米ニ成、此内ニテ作徳之反引米を引ク、此引様歩之
所を三ニ割、十五を懸候ヘハ反引米出候付、右之内引残定徳ニ成、又法
畝反を歩ニ直し、五を懸候ても出ル也⁽¹²⁾、

これらをまとめると、概略つぎのようになる。まず、上見での「例勘」は、一畔頭（庄屋のもとに数組の畔頭管轄の組を置き、一次的集約を行う）ごとに、早・中・晚田それぞれに、下見の坪刈のそばの「一二ヶ所」で行った。「例勘」は、もちろん下見の甘いところを狙った。そこでの上がりを、一畔頭組全体の下見に懸ける。これを「廻し検見」という。下見糲5合のところで「例勘」を行い、その歩糲が8合あったとすると、6割の上がり、1石に付6斗の上がりと表現する。この上がりを他の下見糲、例えば3合・7合のところに懸ければ(1.6を乗ずる)、それぞれ歩糲4合8勺・1升1合2勺となり、これが収穫とみなされるのである。坪刈のときに使用する間竿は、萩藩検地の間竿と同様、曲尺で6尺5寸であった。

早田中田の糲摺率は5合5勺（1升の糲が玄米5合5勺になる計算で、0.55を乗ずる）、晚田の糲摺率は5合（同じく5合で0.5を乗ずる）である。堅田（麦田ともいう二毛作田で、通常裏作に麦を作り、排水・肥料が充分な田である）は租率8割（百姓の作徳2割）、水田（一毛作田で、堅田の条件のない田）は租率7割である。下見糲に上がりを懸けたものを歩糲と表現すれば、つぎの4通りの式が出来る。

$$\text{歩糲} \times \text{歩数} \times 0.8 \times 0.55 = \text{物成} \quad (\text{早中田の麦田}, 44\text{の法})$$

$$\text{歩糲} \times \text{歩数} \times 0.7 \times 0.55 = \text{物成} \quad (\text{早中田の水田}, 385\text{の法})$$

$$\text{歩糲} \times \text{歩数} \times 0.8 \times 0.5 = \text{物成} \quad (\text{晚田の麦田}, 40\text{の法})$$

$$\text{歩糲} \times \text{歩数} \times 0.7 \times 0.5 = \text{物成} \quad (\text{晚田の水田}, 35\text{の法})$$

ふつうに考えれば、早中田とするのは、早く収穫して裏作の麦を蒔くためだから、早中田と麦田はセットとなり、通常は晚田の方が収穫が多いから、表作しか作らない水田には晚田がセットとなるはずである。じじつ領主はそう考えて、この2通りの組合せのみを強制しようとしたこともあったが、実情はやはり4通りのままであった。

右の計算式は、上見での上がりを懸けた歩糲が3合を超える大穂の場合であり、3合以下の場合には、次表の区分に従った。

| 区分 | | 歩糲(単位石) | 計算法 |
|-----|-------------|---------------|-----------------------------|
| 穂付田 | 大 穂 | 0.0031～ | 既述 |
| | 小 穂 (反引) | 0.0016～0.003 | 反別1斗5升の作徳 早中田5合5勺摺、晩田5合摺 |
| 種有田 | | 0.0012～0.0015 | 取りも遣りもしない |
| 皆損田 | 見出糲 | 0.0006～0.0012 | 見出糲は収納し 反別2斗の種米支給 |
| | 皆 損 | 0～0.0006 | 反別2斗の種米支給 |

小穂の計算式は、つぎのようになる。

$$\text{歩糲} \times \text{歩数} \times 0.55 - 0.15 \times \frac{\text{歩数}}{300} = \text{物成}$$

$$\text{歩糲} \times \text{歩数} \times 0.5 - 0.15 \times \frac{\text{歩数}}{300} = \text{物成}$$

種有田は、物成を徴収しないが、そのかわり何も支給しない。種有とは、反別糲3斗6升から4斗5升あれば、翌年の種糲は確保できる意であろう。

歩糲6勺までは純粋な皆損であり、物成は徴収せず、反別2斗の種米（4斗の種糲）を支給する。歩糲6勺から1合2勺を見出糲といい、見出した分は物成として徴収し、反別2斗の種米を支給する。

区分表からすると、百姓の手元に確保されるべき糲は、それぞれだけと考えられていたであろうか。皆損田では、反別最低限4斗の糲が確保されるべきである。種有田では、反別3斗6升から4斗5升である。小穂では、百姓作徳1斗5升が確保されるから、糲にして3斗である。大穂では、最少の計算を

すれば、 $0.0031 \times 300 \times 0.2 \times 0.5 = 0.093$ となって、糲にして1斗8升6合が百姓の手元に残る。反当り4斗の糲が百姓の手元に残るには、歩糲にして6合7勺なればならない。皆損・種有・小穂を通して、反別3斗から4斗くらいの糲を残すことを基準にしているから、この検見法のもっとも厳しく当たるのは、大穂の内の下位の歩糲ということになる。因みに、代官は、「種は壱反ニ付米五升位、糲ニして壱斗位有之候へは相済候」⁽¹³⁾と、純糲の種糲は反別1斗あればよいと考えている。検見法では、百姓の再生産を考慮して、小穂以下はその3倍から4倍、反別3、4斗の種糲を百姓の手元に残すことをしているわけである。

3

ここまで述べてきた小稿の検見理解は、正確であろうか。この節では、村に残された史料によって、それを点検してみよう。

阿武郡下田万村は、萩藩永代家老益田代の知行地である。この村の宝暦10年(1760)10月「下田万村御検見所徳米人別御算用一紙」を分析する。奥書によれば、「当毛上水損不熟」のために、大規模な検見が行われた。

表紙には、つぎのような記載がある。

宝暦拾年

庄屋 大谷半四郎存

(朱筆)

「早田下糲壱石ニ付四斗上り
中田下糲壱石ニ付五斗五升上り
晩田下糲壱石ニ付五斗上り
清算引合吉、石川善助(印)」
益越中殿領

下田万村御検見所徳米人別御算用一紙

辰十月

三十郎組

大谷半四郎は、下田万村の庄屋であり、三十郎は同村の畔頭の1人である。萩藩での村方算用は、畔頭単位で一次集約が行われ、それらが持ち寄られて一村の括りがなされる。検見についても同様で、この史料は畔頭三十郎の組の検見帳である。注目すべきは朱筆部分で、下見と上見の関係が明示してある。下見（村の申告）に対して、上見（領主の査定）の結果は、早田で1.4倍、中田で1.55倍、晩田で1.5倍となったことがわかる。

表紙裏には、つぎのように記載されている（数式は筆者による）。

| | | |
|----------------|---|---|
| 早田麦田有米六壱六（印） | Ⓐ | $0.55 \times 0.8 \times 1.4 = 0.616$ |
| 同 上り反引七七（印） | Ⓑ | $0.55 \times 1.4 = 0.77$ |
| 同 水田有米五三九（印） | Ⓒ | $0.55 \times 0.7 \times 1.4 = 0.539$ |
| 中田麦田有米六八式（印） | Ⓓ | $0.55 \times 0.8 \times 1.55 = 0.682$ |
| 同 上り反引八五式五（印） | Ⓔ | $0.55 \times 1.55 = 0.8525$ |
| 同 水田有米五九六七五（印） | Ⓕ | $0.55 \times 0.7 \times 1.55 = 0.59675$ |
| 麦田晩田有米六（印） | Ⓖ | $0.5 \times 0.8 \times 1.5 = 0.6$ |
| 同 上り反引七五（印） | Ⓗ | $0.5 \times 1.5 = 0.75$ |
| 水田晩田有米五式五（印） | Ⓘ | $0.5 \times 0.7 \times 1.5 = 0.525$ |

ここで計算は、⑦糊摺率が、早田中田0.55、晩田0.5、④租率が麦田0.8、水田0.7、⑦上見の上がり率が、早田1.4、中田1.55、晩田1.5、の3つの要素の組合せからなっていることがわかる。前述した、⑦④の組合せからなる、四拾四の法（ 0.55×0.8 ）、三八五の法（ 0.55×0.7 ）、四拾の法（ 0.5×0.8 ）、三拾五の法（ 0.5×0.7 ）に、⑦の要素を加えたものである。反引（上がりを懸けて1合6勺から3合となる小穂）は、別途計算に必要な⑦と⑦の要素の組合せである。このような表を作成しておけば、要素さえわかれれば、一旦計算しなおさなくとも、ただちに代入できる。実務に際しての簡便法である。まずここまで、2節での理解と矛盾する点はない。

ここで考察している検見は、検見請百姓の持田全部が対象となる「下札切」の検見なので、少し長くなるが、仁右衛門1人分を全部引用してみよう。

仁右衛門

みのこし四畝廿九歩六斗五合之内 水 早田

①田壱畝式拾九歩

米式斗四升

壱歩ニ三合式勺 (印)

有粒壱斗八升八合八勺

徳壱斗壱合七勺六才 (印)

野崎 水 晩田

②田六畝拾壱歩

米六斗八升五合

壱歩ニ弐合五勺 (印)

有粒四斗七升七合五勺

徳弐斗五升六勺九才 (印)

石橋 水 晩田

③田拾弐歩 種子有 (印)

米三升九合

とうとう南ノ地 晩田

④田壱反弐拾八歩 皆損 (印)

米壱石八斗九升四合

さやのわき 水 晩田

⑤田四畝八歩 米三斗九升九合

三畝八歩 種子有 (印)

米三斗七合

壱畝 反引

米九升弐合

(印) 見切弐合 (印)

有粒六升

徳壱升五合 (印)

- 同所 水 晩田
- ⑥田壱畝四歩 反引
米壱斗六升四合
(印) 見切式合五勺 (印)
有糲八升五合
徳式升五合五勺 (印)
みのこし四畝廿九歩六斗五合之内 水 晩田
- ⑦田三畝
米三斗六升五合
壱歩ニ式合六勺 (印)
有糲式斗三升四合
徳壱斗式升式合八勺五才 (印)
わく 水 晩田
- ⑧田四畝 米五斗四升四勺
式畝 種子有 (印)
米式斗七升式勺
式畝 反引
米式斗七升式勺
(印) 見切式合五勺 (印)
有糲壱斗五升
徳四升五合 (印)
こしまへ 水 晩田
- ⑨田壱反式拾七歩 反引
米八斗九升四合壱勺
壱歩ニ壱合九勺 (印)
有糲六斗式升壱合三勺
徳三斗式合四勺八才 (印)
(印)

以上田数四反式畝式拾九歩

米五石式斗式升五勺

(印)

以上徳八斗六升三合式勺八才 (印)

内

(印)

式斗壱升八合六勺七才 (印)

但皆損田壱反式畝八歩、米壱石八斗九升四合分、来種子米断前同、
(印)

残徳六斗四升四合六勺壱才 (印)

春徳式石八升八合式勺

(印)

(印)

差引壱石四斗四升三合五勺九才 下り

さて、仁右衛門は、①から⑨まで合計 9 筆（①と⑦は検地帳では同 1 筆であるから、正確には 8 筆だが、説明の便宜上、9 筆として説明する）の田を所持していた。この持田全部が、検見の対象となったわけである。①の右肩に「みのこし」とあるのは、穂ノ木名である。「米式斗四升」とあるのが、この筆の分米（貞享検地の石高）である。春請であれば、4 つ物成の 9 升 6 合が年貢となつたはずである。「壱歩ニ三合式勺」とあるのが、下見糲（坪当たりの糲で表示する申告額）である。この下見糲に面積 59 歩（「壱畝式拾九歩」を歩に直したもの）を乗ずると、「有糲壱斗八升八合八勺」が出る。①の筆は、早田の水田であるから、前掲の簡便法④に該当し、右の有糲に 0.539 を乗ずる。 $0.188 \times 0.539 = 0.1017632 \approx 0.10176$

こうして、「徳壱斗壱合七勺六才」を得る。「徳」⁽¹⁴⁾とは、物成（領主取り分）を指し、「作徳」は百姓取り分である。①では、春定の物成 9 升 6 合に対して、検見では物成 1 斗 1 合 7 勺 6 才となって、この筆に関しては、春定の方が年貢が少ない。しかし、「下札切」の検見だから、この筆を検見の対象から外すわけにはいかない。下見糲に上がりを懸けた糲が 3 合を超えるものを大穂

といい、①4合4勺8才、②3合7勺5才、⑦3合9勺の3筆がそれである。簡便法の⑧⑨⑩⑪⑫⑬は、大穂の計算式である。大穂に該当する筆の①は⑭(早田・水田)、②と⑦は⑮(晩田・水田)の簡便法を使用している。計算は、いずれも正確になされている。

下見糲に上がりを懸けた糲が1合6勺から3合までを小穂といい、反別1斗5升の作徳(百姓の取り分)を差し引くので、反引ともいう。まず、⑨がそれに該当する(下見糲1合9勺に晩田の上がり1.5を懸けて、2合8勺5才)。⑯は、晩田反引の⑭の簡便法に該当するから、有糲6斗2升1合3勺に0.75を乗ずる。そしてその数値から、1反当たり1斗5升の作徳を差し引く。 $0.6213 \times 0.75 - 0.15 \times \frac{327}{300} = 0.302475 \approx 0.30248$ こうして「徳三斗弐合四勺八才」を得る。

ところで、⑤⑥⑧も「反引」と記されているが、⑨とは違う計算がしてある。違う点は、「見切」と表現され、上がりが懸けられていないことである。例えば⑥では、有糲に⑭が乗せられるべきところを、1.5の上がりを懸けずに、糲摺率0.5のみを乗じ、反当たり1斗5升の作徳を差し引いている。 $0.085 \times 0.5 - 0.15 \times \frac{34}{300} = 0.025501 \approx 0.0255$ 「見切り」とは、見込みがないと思って、あきらめ捨てること、「見切る」とは、状態を見きわめる、見込みがないと見定める意であるから、ここにいう「見切」は、上がりを懸けるまでもないと判断したことを指していると思われる。下見糲2合5勺に晩田の上がり1.5を乘ずれば、坪糲3合7勺5才となって、本来は大穂に該当する。前述のように大穂の下位の坪糲のところは、検見法のもっとも厳しく当たるところである。そのところを総合的に判断したうえで、「見切」としたのではないかと考える。面積が小さいことも、関係するかもしれない。

「種子有」は、上がりを懸けた糲が1合2勺から1合5勺のところで、物成は取らず、種米も支給しない。

「皆損」は、④が該当する。末尾のところに計算がしてあるように、物成は取らず、逆に来作のために反当たり2斗の種米を支給する。

$$0.2 \times \frac{328}{300} = 0.218666 \approx 0.21867$$

仁右衛門の分の合計が、最後に記載されている。彼の持田の合計は、「田数四反式畝式拾九歩」であり、分米合計は、「米五石式斗式升五勺」である。春定であれば、この分米合計に4つ物成を乗じて、「春徳式石八升八合式勺」となったはずである。 $5.2205 \times 0.4 = 2.0882$ ①から⑨の「徳」(物成)の部分の合計が、「以上徳八斗六升三合式勺八才」である。これから皆損田に支給する種米「式斗壱升八合六勺七才」を差し引いて、「残徳六斗四升四合六勺壱才」が出る。「残徳」が、仁右衛門の負担すべき当年の田の物成である。春定に比して、「壱石四斗四升三合五勺九才」の「下り」(検見下りといい、減免分)となった。但し書の「皆損田壱反式畝八歩」(畝を拾に訂正する必要がある)のところを除いては、記載・計算に誤りはない。

畔頭三十郎の組の総計は、つぎのごとくである。

田数拾九町式反壱歩

合

米三百拾式石四斗四升五合四勺

内

九町壱反三畝式拾五歩 皆損

高百五拾石六斗式升六合四勺

三町九反式畝式拾五歩 種有

高六拾式石三斗五升八合七勺

六町壱反三畝拾壱歩 穂付

高九拾九石四斗六升三勺

以上徳拾八石八斗六升六勺六才

内

拾八石式斗七升六合六勺七才

但皆損田九町壱反三畝廿五歩、高百五拾石六斗式升六合四勺分、來種米反別式斗宛立被遣分、

残徳五斗八升三合九勺九才 定徳

春徳百弐拾四石九斗七升八合壱勺六才

差引百弐拾四石三斗九升四合壱勺七才下り

この総計部分は、皆損・種有・穂付の3種に区分されている。穂付は、大穂と小穂（反引）の両方を含む。後掲の奥書で、「例し上り共ニ壱合五勺迄ハ種有、壱合六勺より三合迄ハ反引」とあるので、種有は上がりを懸けて壱合五勺まで、小穂（反引）は同1合6勺から3合までであることが明確である。種有と皆損の境については、言及がない。この総計部分でわかるることは、この年の作柄が、壊滅的であるということである。皆損田が面積で47%を越えている。穂付で出た物成は、皆損田の種米に消え、年貢はないに等しい。このような詳細で大部の検見帳の残っていること自体が、稀なことである。異例の年であったことは間違いない、在地の惨状は想像するに余りある。

この帳の奥書部分を抄出すれば、つぎのごとくである。

右益越中殿領下田万村私存内、当毛上水損不熟之御百姓中御検見之御断申出ニ付、先例之通御仕法被仰渡、庄屋畔頭作人ハ不及申、田頭罷出、坪々御見分被成、御上例御廉直ニ被仰付、下見甲乙御座候分ハ、其穂木穂木ニテ相応ニ上ヶ下ヶ被仰付、御百姓中否無御座御請申上候、御検見御算用之儀ハ、御法之通麦田五合五勺挽、水田ハ五合挽、作徳之儀ハ、麦田弐歩引、水田三歩引、例し上り共ニ壱合五勺迄ハ種有、壱合六勺より三合迄ハ反引、反別壱斗五升宛、尤皆損田之内種有ニ行不届穂相之分ハ、相当之御見出米被召上、且又田屋敷畠作之儀ハ、春免之辻を以被召上、御見分一途廉之御廉直ニ被仰付、御百姓中少も否不申上御請仕候、

この奥書について、すでにふれた部分は省略し、内容を適記してみる。まず、下見が不均等な場合は、下見をやり直すことがわかる。つぎに、「麦田五合五勺挽、水田ハ五合挽」というのは不正確で、正しくは「早中田五合五勺挽、晚田ハ五合挽」である。早中田に麦田が多く、晚田に水田が多いので、こういう記述がままみられる。皆損には反別2斗の種米を支給するが、「見出米」があれば徵収する。計算からみる限り、今回は徵収されていないと思われる。田方

を屋敷にしている場合や、田方の表作に畠作物を作っている場合は、春定通り（石高に4つ物成）とする。

以上、この節では、前節での検見法の概略について、村方史料を用いて、より具体的に点検を加えてきた。検証面で、一応満足すべき結果であろう。

4

小稿は、拙稿「萩藩検見考序説」⁽¹⁵⁾、「萩藩貞享検地考」⁽¹⁶⁾と補いあう関係にある。併読されることを希望する。やや重複する部分があるが、論証を進め得た部分、構想を広げ得た部分もある。研究史的にいえば、小稿は、未解明の部分の多い近世石高制論への接近のための、筆者の一ステップである。

註

- (1) 「御検見被仰付様の次第覚」、宝永3年5月1日（「二十八冊御書付」、山口県文書館蔵「毛利家文庫」法令、『山口県史料』所収、以下「毛利家文庫」を「文庫」と略記）。
- (2) 福原広俊書状、毛利輝元宛、慶長18年9月20日（「文庫」家臣）。
- (3) 「定」元和6年1月26日（「万治以前主要法令集」、『山口県史料』所収）。
- (4) 「ケ条」寛永20年1月1日（同前）。
- (5) 「郡中制法条々」万治3年9月14日（「万治制法」、『山口県史料』所収）。
- (6) 天和2年分から貞享3年分までの「米銀請払一紙」（「大谷家文書」）。
- (7) 「春定并検見の事」寛文2年3月20日（「二十八冊御書付」）。
- (8) 拙稿「藩制機構と家臣団」（『日本の近世』3、中央公論社）。
- (9) 例えば最近では、『油谷町史』。
- (10) 「下田万村早田下見野取帳」正徳5年8月2日（「大谷家文書」）。この例は、早田見取のもとになる下見野取帳だが、見取と検見はほとんど差異がないので、通常の下見の例としてあげて差支えなかろう。
- (11) 「覚」宝永7年9月25日（「二十八冊御書付」）。
- (12) 「下村弥三右衛門手扣」（「文庫」政理）。
- (13) 「覚」天明元年6月（「御書付其外後規要集」、『山口県史料』所収）。

- (14) 原文書には、「彳」と書かれているが、これは「徳」の略なので、その
ように直した。また、原文書に「歹」と書かれているものも、同様に「残」
に直した。
- (15) 『山口県地方史研究』56号。
- (16) 『山口県地方史研究』60号。